

事務連絡
令和5年3月31日

教育・保育施設長各位

川崎市こども未来局保育事業部保育第1課長

令和5年度の定期健康診断及び途中入所児童の入園前健康診断について

令和5年度の定期健康診断及び途中入所児童の入園前健康診断につきましては、川崎市医師会保育園医部会との協議の結果、引き続き、以下の対応を継続することとしますので御理解と御協力をお願いいたします。

今後の状況により対応の変更が生じる場合には、改めて連絡いたします。

これからも嘱託医と協力しながら園児の健康管理を行っていただくようお願いいたします。

1 嘱託医の出勤

通常通り原則として月に1回出勤し、2カ月に1回健診をしていただきます。ただし、健診を実施しない月は園児の健康相談、報告などを電話か書面（健康状況報告書）にて行うことにより、出勤したものとみなします。

2 健診回数

集団で集まる機会を減らすために、2歳以上児の健診回数は入園前健康診断を除き年2回とします。0・1歳児に関してはこれまで通り2カ月に1回とします。また、該当する日に健診を受けられなかった場合に、他クラスの健診実施時に受けることについては可とします。

3 年度途中の入園前健康診断

4月入所児童と同様に基本は書面審査とします。嘱託医に入園予定児童の情報を伝え、入園前健康診断が必要か判断をしていただいでください。必要な児童のみ入園前健康診断を実施します。

**本通知は、保育第1課から認可保育所あてに送付した事務連絡ですが、地域型保育事業所あてにも令和5年4月に参考送付しております。
なお、地域型保育事業につきましては、昨年と同様の対応を、今年度も継続して行っていただきますようお願いいたします。
詳細は以下の通りです。**

**家庭的保育事業：0，1歳児は2か月に1回、2歳児は年2回
家庭的保育事業以外の事業：0，1歳児は4か月に1回、2歳児は年2回**

庶務・指導担当

電話 044-200-2662